

平成 2 5 事業年度

監事の監査報告書

監事監査報告書

私たち監事は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第19条第4項及び第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下「機構」という)の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の業務及び会計について監査を実施しました。

その結果について、下記のとおり報告します。

平成26年6月20日

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

監事 城野 宜臣 (印)

監事 高橋 光政 (印)

記

I 監査の結果

1. 業務監査の結果

機構の業務は、法令及び機構の年度計画、事業計画等に基づき、適正に運営されていると認めます。

2. 会計監査の結果

(1) 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

(2) 事業報告書は、機構の状況を正しく示していると認めます。

(3) 財務諸表及び決算報告書は、機構の財産及び損益の状況を適正に表示していると認めます。

II 監査の方法

監事は、機構がその業務を関係法規、業務方法書、中期目標、中期計画、年度計画、内部規程等に基づき適正に運営しているか(通則法第 19 条)、また、財務諸表等が適正であるか(通則法第 38 条)について、次の通り、監査を行いました。

1. 監査実施要項

ア 監事は、理事長と監事間の了解(注¹)に基づき、機構の協力を得て、次の監査活動を行いました。

- ・機構の事業運営に関する事項について資料の提出又は説明を求めること。
- ・会計に係わる事項について帳簿、書類等の提出を求め、これを検査すること。
- ・機構の事業運営及び財産の状況等について実地に調査し、説明を求めること。
- ・理事会議その他重要な会議に出席し、意見を述べること。
- ・機構の重要な意思決定に係わる文書等について、回付するように求めること。

イ 監事は、理事長、副理事長と、原則として四半期毎に、定期的会合をもち、機構の運営方針、課題等を確認するとともに、監査結果について意見交換を行いました。

また、監事は、監査の結果、是正又は改善を必要とする事項があると認めるときは、随時に、理事長に意見を述べるとともに是正等の措置を求め、その措置結果について報告を受けることとしております。

平成 25 年度においては、是正又は改善を必要とする事項は有りませんでした。監事が指摘した懸念事項については理事長の指示のもとに該当部門への調査及び改善措置が行われました。

ウ 監事は、監査に際して、「監査役監査基準」注²を参考とし、機構の業務運営のリスク評価に基づいて、平成 25 年度監事監査計画を策定し、監査対象及び方法を選定して、監査を行いました。

エ 監事は、上記アからウまでの監査によって、機構の業務運営の適正さや財務諸表等の適正さを判断するに必要な情報を得た、と判断しています。

2. 平成 25 年度の監査活動

監事は、下記に述べる監査活動を行いました。

(1) 重点監査

注¹ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構監事監査要綱(平成 15 年 10 月制定、平成 19 年 3 月改正、なお、平成 26 年 4 月 1 日付けで改正を行った)

注² 公益社団法人日本監査役協会、平成 23 年 3 月改定版

監事は、主務省の要請、社会状況、機構のかかえるリスクの評価などをもとに、毎年度、重点監査事項を定めて監査を行っており、平成 25 年度の重点監査事項を、「随意契約見直し計画の実施状況及び一者応札の契約状況」並びに「少額契約の実施状況」としました。

- 四半期に一回開催される契約監視委員会に委員として出席し、随意契約見直し計画の進捗状況、一者応札比率の改善に向けた取り組みの進捗状況を点検し、サンプリングによる個別契約の審議を行いました。
- 随意契約、参加者確認公募の適正性などを審査している契約審査委員会の報告を受け、必要な場合は質問を行い追加資料の提出を要請し契約内容の適切性の監視・検証を行いました。
- 事業所の往査の機会に、当該部門の少額契約案件のサンプルチェックを行い、研究費不正事案を受けた再発防止策が確実に実施されているかどうか確認を行いました。

(2) 経常監査

ア 監事は、機構の業務が適正に実施されているかを確認するため、理事会議、役員への報告、プロジェクト進捗報告会等に陪席し、業務の状況や課題が経営者に的確に報告され、的確に対処されているか、法令等に基づき問題が無いかを確認しました。

また、機構の業務運営の監査及び会計の監査は、機構の理事長が行う内部統制が的確に機能していることが重要で不可欠であるため、「内部統制の有効性の評価」を常に留意して監査を行いました

- 機構全体のリスクマネジメントのPDCAサイクルが有効に機能しているかどうか、コンプライアンス違反防止体制が必要十分に整備されているか、経営方針が機構組織の末端まで伝達され咀嚼されているか、不正アクセスなどの顕在化したリスクへの対応が適切に行われているか、などを特に留意して監視・検証しました。
- 安全審査委員会に陪席し機構が安全確保義務を的確に果たしているか確認しました。
- 情報セキュリティ委員会に陪席し、ICTリスクへの対応が適切に実施されているか確認しました。

イ 機構の業務の状況は事業報告書に正しく示されているか、加えて時宜に応じた必要な都度に公表され、機構の説明責任が果たされているか、などについて、理事長が行う内部評価に陪席する、などの機会を通じて、機構の業務運営に、問題が無いことを確認しました。

ウ 本部・部等の運営状況、課題、重要事項等を把握するため、隔年度に交互に、担当役員との意見交換又は幹部職員のヒアリングを行っており、平成 25 年度は理事・執行役との意見交換を行い、担当業務に関する課題認識の共有に努めました。

エ 主要な事業所(筑波宇宙センター、相模原キャンパス、調布航空宇宙センター、種子島宇宙センター、角田宇宙センター)について、毎年度、往査を行い、当該事業所

における事業が適切に行われているか、事業所としての運営及び管理、地元との連絡調整などに問題は無いかなどを、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しました。

その他の事業所(海外事務所を含む)は、大樹航空宇宙実験場、モスクワ技術調整事務所及びあきる野実験施設の往査を行いました。

主要な組織(本部、研究所、グループ、部)は、毎年度、事業所往査と併せて、事業の実施状況、管理状況などについて、書類審査、関係職員との質疑応答、施設設備の実地調査を行って確認しています。今年度は、研究開発本部、宇宙輸送ミッション本部、契約部、セキュリティ統括室及びシステムズエンジニアリング推進室を監査しました。

(3) 財務諸表等の監査

ア 監事は、機構の月次決算について、平成 25 年度における業務監査状況を踏まえ、合計残高試算表等の内容について説明を聴取しました。

イ 監事は、平成 25 年度における業務監査を通じて、財務諸表等が機構の財産及び経理の状況を適正に記述していることを確認しました。

(4) 会計監査人との連携

ア 監事は、会計監査の適正性及び信頼性を確保するため、会計監査法人が適正な会計監査を行うために必要な品質管理の基準を遵守しているかどうか、会計監査人の説明を聴取し、確認しました。

イ 監事は、会計監査人から、平成 25 年度の会計監査計画の説明を受けるとともに、期中監査結果について報告を受け、平成 25 年度の会計監査における留意点について意見交換を行うなど、会計監査人との連携に努めました。

(5) 内部監査部門との連携

監事は、内部監査部門と、概ね月に 1 回連絡会を行い、内部監査の状況及び結果を把握するとともに、情報提供を行いました。

また、監査事務を担当する監事室と、概ね月に 1 回連絡会を行い、監事監査の状況及び結果について情報共有を図りました。

(6) その他

監事は、会計検査院が主催する決算検査報告説明会や独立行政法人・特殊法人等監事連絡会第 6 部会に出席したほか、他の研究開発型の独立行政法人の監事と情報交換を行いました。また、日本監査役協会や監査法人が行うセミナーに出席し、独立行政法人通則法の改正の進捗状況を把握するとともに、監査手法の習得に努め、監査へ反映しました。

以上

平成25事業年度

独立監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月13日

独立行政法人 宇宙航空研究開発機構

理事長 奥村直樹 殿

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 永田高士

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長村彌角

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白山真一

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、独立行政法人通則法(以下「通則法」という。)第39条の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の損失の処理に関する書類(案)を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書(関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。以下同じ。)について監査を行った。

財務諸表に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表(損失の処理に関する書類(案)を除く。以下同じ。)を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽の表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために独立行政法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。この監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。監査は、独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画される。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正及び誤謬並びに違法行為による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、独立行政法人の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに独立行政法人の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽の表示の要因とならない独立行政法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 通則法が要求する損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する意見 >

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書について監査を行った。

損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する独立行政法人の長の責任

独立行政法人の長の責任は、法令に適合した損失の処理に関する書類（案）を作成すること及び予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は、損失の処理に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか及び決算報告書が予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から意見を表明することにある。

通則法が要求する損失の処理に関する書類（案）及び決算報告書に対する監査意見

当監査法人の監査意見は次のとおりである。

- (1) 損失の処理に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 決算報告書は、独立行政法人の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

< 事業報告書に対する報告 >

当監査法人は、通則法第39条の規定に基づき、独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25事業年度の事業報告書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。ただし、当監査法人は、平成25事業年度に会計監査人に選任されたので、事業報告書に記載されている事項のうち平成24事業年度以前の会計に関する部分は、前任会計監査人の監査を受けた財務諸表に基づき記載されている。

事業報告書に対する報告

当監査法人は、事業報告書（平成25事業年度の会計に関する部分に限る。）が独立行政法人宇宙航空研究開発機構の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認める。

利害関係

独立行政法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上